

小型特殊自動車税の申告が必要です

1 小型特殊自動車とは

道路運送車両法施行規則第2条別表第1で定められている小型特殊自動車で、「農作業用」と「その他もの」に分類されます。

2 小型特殊自動車「その他もの」とは

フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラ、グレーダ、アスファルト・フィニッシャ、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車などで、最高速度が15km/h以下のものが小型特殊自動車となります。

3 小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無を問わず、所有していれば課税の対象になります（町税条例第87条）

申告をして、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

※ 不申告の場合は、過料（10万円以下）が科せられます（町税条例第88条）。

4 申請に必要なもの

- (1) 所有者及び使用者の印鑑（法人名義で登録する場合は、法人の代表者印が必要です）
- (2) 販売証明書又は譲渡証明書（販売店又は譲渡者の押印、車台番号、車名等の記載のあるもの）

5 税額（年額）

(1) 農作業用	2,400円
(2) その他	5,900円

毎年4月1日時点の所有者に課税されます。

※ご不明な点がございましたら、役場税務課までお問い合わせください。

過去に、町内の公道において普通自動車とフォークリフトによる物損事故が発生しています。また、フォークリフトで公道を走行する際は、周囲の安全を十分確認し、交通事故に注意しましょう。町内で使用されているフォークリフトの大半は「小型特殊自動車」となりますので、「労働安全衛生法による技能講習修了証」と「運転免許証」（大型、普通、大型特殊、二輪、小型特殊のいずれか）を所持するほか、次の事項についても道路交通法等に違反する可能性がありますので、十分ご注意ください。

- ① 荷物を積んだままの移動
- ② 荷役作業（所轄警察署の許可がある場合はこの限りではない。）
- ③ けん引しての移動
- ④ 作業灯を点灯しながらの移動

フォークリフトをお持ちの皆さんへ

※申請窓口・お問い合わせ先
役場税務課 TEL .. 7-5292

※お問い合わせ先
役場民生課 TEL .. 7-5290



フォークリフトで公道を走行する場合は、交通ルールを守りましょう！

○ 駒ヶ岳火山観測情報 ○

令和3年3月に観測された駒ヶ岳の状況についてお知らせします。

- 全般 火山活動に特段の変化はなく、静穩に経過しており、噴火の兆候は認められません。
(噴火警戒レベル1、活火山であることに留意)
- 噴煙活動 山頂及び山麓に設置した監視カメラで、昭和4年火口に噴気は観測されませんでした。
- 地震活動 火山性地震は少なく、火山性微動は観測されませんでした。
- 地殻変動 G N S S 連続観測では、火山活動によると考えられる地殻変動は認められませんでした。
(G N S S 観測：G P S 含む衛星測位システムの総称)

※詳細は札幌管区気象台ホームページでも閲覧することができます。

<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>

※気象庁ホームページに駒ヶ岳の火山観測データが掲載されています。火山活動状況などの把握にご利用ください。

<http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/open-data/open-data.php?id=113>